

【令和4年第3回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和4年6月23日 健康福祉委員長 矢沢 孝雄

- 「議案第65号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第68号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料は保険診療とは別に負担する料金となっており、国民皆保険制度が破綻することにつながるおそれがあり、導入当初より反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第69号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 公務災害補償の支給状況について

本市の支給状況は、遺族補償年金を支給している1件のみである。

- * 恩給の支給及び恩給等を担保とした貸付けについて

恩給の支給については、国の予算から支給されているため、本市の負担はない。また、恩給担保金融の代替の制度として生活福祉資金貸付制度があるが、具体的な金額については把握していない。

- * 法改正の理由について

老後の生活を支えるための年金の受給権を保護する観点から、年金を担保に借入れを行い、支払不能となった者が年金を受け取れなくなる事態を回避するため、法改正されたと認識している。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第76号 財産の無償譲渡について」

《主な質疑・答弁等》

- * 選定法人が他法人より優れていた点について

選定法人は、市内で特別養護老人ホームを運営している点や、今回の公募条件としている小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の設置のうち、看護小規模多機能型居宅介護の提案と運営実績を有している点が評価されたものと認識している。また、施設の近隣小学校との交流を提案している点や医

療的ケアの提供が可能な点も評価されている。

*** 選定法人による医療的ケアに対する評価について**

選定法人のグループ内において、医療機関や介護保健施設等の連携を図ることで、医療的措置の必要な介護者の積極的な受入れを提案している部分が評価されている。

*** 看護小規模多機能型居宅介護に対する取組について**

選定法人からは看護小規模多機能型居宅介護の開始当初から収支を黒字にすることは困難であることから、数年後の黒字転換を目指すとの方向性が示されている。また、本市としては当該事業において、利用者のニーズに対応できるよう、職員の適正な配置を求めている。

*** 施設の老朽化への対応について**

令和3年4月に大規模修繕補助制度を創設しており、5,000万円を上限に中長期修繕に対して補助が可能である。なお、介護保険制度開始前に開設した施設は、修繕費の積立てができない期間があったことを考慮して、段階的に最大で7,500万円を上限としている。当該施設の老朽化対策として、本市が独自に修繕を行った経過があるが、今後の修繕については選定法人と連携しながら進めていきたいと考えている。

*** 大規模修繕補助制度の対象について**

当該制度は、建物本体に加え、内装及びエアコンや浴槽等の備品も対象となる。

*** 選定法人による運営の継続性について**

公募において、20年以上運営を継続することを条件としており、選定法人からも長期間の運営継続に関する意思表示があった。また、土地を無償で貸し付けているため、選定法人の運営及び経営が適正に行われるか、今後、注視していきたい。

*** 地域の行事への対応について**

これまでの当該施設による納涼会などの行事の際の対応状況については、選定法人に対して説明している。また、町内会・自治会とも話し合いを行った中では、施設を利用した催し等の実施に対する要望があった。今後、施設を利用した地域活動への対応を注視していきたい。

*** 当該施設の定員について**

令和3年3月31日までは特別養護老人ホーム50床、短期入所生活介護2床で運営を継続してきたが、選定法人の提案内容では、特別養護老人ホーム52床、短期入所生活介護は従前と同様に2床である。なお、併設サービスとして、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護があり、登録定員は18人となっている。

《意見》

*** 施設の譲渡民設化によって、本市の関与が薄れて法的責任の後退を招くおそれがあるものと考えており、民設化に対してこれまでも反対しているため、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決